

# 奈良市公報

号外第3号 令和5年3月告示

令和6年3月13日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
3 6	80	奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率報酬に関する要綱の一部を改正する告示	農業委員会事務局
3 14	95	奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示	子育て相談課
3 22	103	個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する告示	総務課
3 23	111	奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
3 24	120	奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
3 27	122	奈良市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示	子ども政策課
3 29	126	奈良市子どもケアラーサポート事業実施要綱	子育て相談課
3 29	127	奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示	危機管理課
3 29	128	奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示	保育所・幼稚園課
3 29	129	奈良市既存木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱	建築指導課
3 29	130	奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱の一部を改正する告示	建築指導課
3 29	131	奈良市既存住宅・特定既存耐震不適合建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示	建築指導課
3 29	132	奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示	建築指導課
3 29	133	奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示	子ども育成課
3 29	134	奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示	危機管理課

3	29	135	奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱の一部を改正する告示	産業政策課
3	29	136	奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示	産業政策課
3	29	137	奈良市不育症検査費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示	母子保健課
3	31	139	奈良市土地評価適正懇話会設置要綱	総合政策課
3	31	152	奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示	健康増進課
3	31	153	奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業取扱規程の一部を改正する告示	廃棄物対策課

告

示

**奈良市告示第80号**

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率報酬に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月6日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率報酬に関する要綱の一部を改正する告示  
奈良市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率報酬に関する要綱（平成31年奈良市告示第189号）  
の一部を次のように改正する。

第2条中「農地利用最適化交付金事業実施要綱」を「実施要綱」に、「する活動」を「する最適化活動」に改める。

第3条中「農地利用最適化交付金事業実施要綱」を「実施要綱」に改める。

第4条を次のように改める。

（能率報酬の額）

第4条 能率報酬の額は、実施要綱第4の2（1）に規定する最適化活動実績報告書に基づいて市長が定める額とする。

附 則

この告示は、令和5年3月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（令和5年3月6日掲示済）

**奈良市告示第95号**

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月14日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市子育て短期支援事業実施要綱（平成7年奈良市告示第395号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項前段を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

別記第1号様式中「市区町村民税非課税証明書※※」を「当該非課税証明書」に、「住民票の写し※※」を「住民票  
「※※非課税証明書、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証、住民票の写し  
の写し」に、及び課税証明書については、それぞれの書類に証する事実が公簿等により確認できる  
ときは、別紙同意書に記入の上、添付を省略することができます。」

「(1)から(6)までの書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付  
を省略することができます。」に改める。

別記第1号様式の2中「住民情報」の次に「、生活保護に関する情報」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市子育て短期支援事業実施要綱別記第1号様式及び第1号様式の2の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（令和5年3月14日掲示済）

**奈良市告示第103号**

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する告示を次のように定める。

令和5年3月22日

奈良市長 仲川 元庸

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係要綱の整備に関する告示

(奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱の一部改正)

第1条 奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱(令和3年奈良市告示第545号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)第11条第3項の規定により」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき」に改める。

別記第6号様式中「奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(奈良市配食サービス事業実施要綱の一部改正)

第2条 奈良市配食サービス事業実施要綱(平成6年奈良市告示第97号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)第11条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項第1号」に改める。

(奈良市産後ケア事業(すまいるmamaサポート)実施要綱の一部改正)

第3条 奈良市産後ケア事業(すまいるmamaサポート)実施要綱(平成29年奈良市告示第187号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)に準じ」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき」に改める。

(奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部改正)

第4条 奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱(平成24年奈良市告示第586号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に、「奈良市個人情報保護条例の」を「個人情報の保護に関する法律の」に改める。

(奈良市防犯カメラ設置要綱の一部改正)

第5条 奈良市防犯カメラ設置要綱(平成29年奈良市示第562号)の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(奈良市空き家・町家バンク設置要綱の一部改正)

第6条 奈良市空き家・町家バンク設置要綱(平成27年奈良市告示第757号)の一部を次のように改正する。

第12条中「奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

別記第1号様式、第3号様式及び第5号様式中「奈良市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前のそれぞれの要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和5年3月22日揭示済)

## 奈良市告示第111号

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月23日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定等に関する要綱(平成27年奈良市告示第203号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月23日揭示済)

### 奈良市告示第120号

奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成26年奈良市告示第201号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号キ中「いずれかの取組の実施に努める」を「取組を積極的に実施する」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月24日揭示済)

### 奈良市告示第122号

奈良市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

令和5年3月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等施設整備費補助金交付要綱（令和4年奈良市告示第199号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条第2項中「幼保連携型認定こども園」を「認定こども園」に改める。

別表保育所の項中「及び改築」を「、改築及び防犯対策の強化に係る整備」に改め、同表認定こども園（保育部分）の項中「第2条第7項」を「第2条第6項」に、「幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」を「認定こども園のうち、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園（以下「認定こども園」に改め、「児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設としての」を削り、「及び改築」を「、改築及び防犯対策の強化に係る整備」に改め、同表認定こども園（教育部分）の項中「幼保連携型認定こども園」を「認定こども園」に改め、「する部分」の次に「又は認定こども園に移行しようとする学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園」を加え、「及び改築」を「、改築及び防犯対策の強化に係る整備」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(奈良市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱の廃止)

2 奈良市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱（平成29年奈良市告示第184号）は、廃止する。

(令和5年3月27日揭示済)

### 奈良市告示第126号

奈良市子どもケアラーサポート事業実施要綱を次のように定める。

令和5年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市子どもケアラーサポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本来大人が担うと想定されているような家事、家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の子ども（以下「子どもケアラー」という。）が属する家庭に対し、安心こども基金管理運営要領（平成21年3月5日付20文科初第1279号、雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国要領」という。）別添31に規定する子育て世帯訪問支援臨時特例事業として、その居宅において

家事、育児等に関する支援を行う訪問支援員（以下「サポーター」という。）を派遣する奈良市子どもケアラーサポート事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は市とし、事業による支援の進行管理や対象家庭に対する他の支援との連絡調整は市が行う。ただし、サポーターの派遣による支援については、市は適切な事業の運営が確保できると認められる事業者（以下「受託事業者」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。

（利用対象）

第3条 事業を利用できる家庭（以下「対象家庭」という。）は、次に掲げる要件のいずれかを満たす家庭とする。

- (1) 市内に住所を有する子どもケアラーが属する家庭
- (2) その他市長が特に必要と認める家庭

（支援の内容）

第4条 サポーターは、次に掲げる対象家庭の家事、育児等に関する支援の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 食事の準備及び後片付け
- (2) 住居の掃除又は整理整頓
- (3) 被服等の洗濯
- (4) 生活必需品の買い物
- (5) 育児支援
- (6) その他市長が特に必要と認める支援

（サポーターの派遣）

第5条 サポーターを派遣する時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、次に掲げる日には派遣を行わない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 サポーターの派遣時間は1回当たり2時間以内とし、1日1回まで、1箇月当たり9時間以内とする。

3 前項の派遣時間は、対象家庭の居宅を訪問してから退出するまでの時間及び生活必需品の買い物に要する時間を合算したものとする。

4 サポーターの派遣期間は、対象家庭ごとに6箇月を限度とする。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、派遣時間及び派遣期間を超えて派遣を行う。

6 対象家庭に対するサポーターの派遣に要する自己負担額は、無料とする。ただし、サポーターが支援として行う、生活必需品の買い物に係る費用や、移動に伴う交通費等については、対象家庭が負担することとする。

（サポーターの要件）

第6条 サポーターは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修修了者若しくはそれに準じた資格を有する者又は育児経験者であること。
- (2) 心身ともに健全であること。
- (3) 児童福祉に理解と熱意を有すること。
- (4) 家事、育児等に関する援助を適切に実行する能力を有すること。
- (5) 対象家庭の子どもの安定した養育に寄与できる者であること。
- (6) 国要領2(4)訪問支援員の要件に規定する欠格事由に該当しないこと。

（利用申請）

第7条 対象家庭に属する保護者（以下「申請者」という。）が事業を利用しようとするときは、奈良市子どもケアラーサポート事業利用申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

（利用の決定等）

第8条 市長は、前条の申請を受けた場合は、申請者の居宅への家庭訪問等により、その世帯の状況を調査し、速やかに奈良市子どもケアラーサポート事業利用承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により、利用の可否を申

請者に通知するものとする。

(事業計画の策定等)

第9条 受託事業者は、前条の規定により市長が事業の利用を承認した者（以下「利用者」という。）について、その心身状況及び生活状況を総合的に勘案し、支援する家事、育児等の内容、回数、日時等を記載した奈良市子どもケアラーサポート事業計画書兼報告書（別記第3号様式。次項において「計画書兼報告書」という。）を作成し、利用者との間で支援の内容等を調整するものとする。

2 受託事業者は、計画書兼報告書等により、利用者ごとのサービスの利用状況等について、市長に報告しなければならない。

(派遣の除外等)

第10条 市長は、利用者又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業を実施しないものとする。

(1) 感染性の疾患を有している場合

(2) サポーターに対し暴行、脅迫等を行ったとき、又はそのおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が事業の実施が不相当と認めた場合

(変更及び辞退の届出等)

第11条 利用者は、申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかにその変更があった事項を市長に届け出なければならない。

2 利用者は、事業の利用を辞退する場合は、速やかに奈良市子どもケアラーサポート事業利用辞退届出書（別記第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

(利用承認の取消)

第12条 市長は、利用者が第3条の要件に該当しなくなった場合は、当該利用者に係る利用の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消した場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(秘密の保持等)

第13条 サポーターは、利用者の人格を尊重し、かつ、その者に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係機関との連携)

第14条 市及び受託事業者は、関係機関と密接に連携を保ち、事業を円滑に実施するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所 奈良市

氏名

電話

奈良市子どもケアラーサポート事業利用申請書

奈良市子どもケアラーサポート事業の利用について、次のとおり申請します。

	氏名	続柄	生年月日	職業及び学校名等	連絡先
世帯の状況					
申請理由					
希望期間	期 間	年 月 日から 年 月 日			
	時 間	(週 回 曜日) 時 分から 時 分まで			
希望する 支援内容	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後片付け <input type="checkbox"/> 住居の掃除又は整理整頓 <input type="checkbox"/> 被服等の洗濯 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買い物 <input type="checkbox"/> 育児支援 <input type="checkbox"/> その他 ( )				

※奈良市子どもケアラーサポート事業利用申請にあたり、必要時、児童の養育状況及び申請者の家庭状況等について、本市において、関係機関への確認及び情報提供を行う場合があります。



第2号様式(第8条関係)

年 月 日

様

奈良市長

奈良市子どもケアラーサポート事業利用承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市子どもケアラーサポート事業の利用について、

下記のとおり  承認  不承認 したので通知します。

記

<input type="checkbox"/> 承認	
利用者氏名	
利用期間	年 月 日～ 年 月 日
利用時間	1週当たり ( ) 回 1回当たり ( ) 時間
負担額	
支援内容	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び後片付け <input type="checkbox"/> 住居の掃除又は整理整頓 <input type="checkbox"/> 被服等の洗濯 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買い物 <input type="checkbox"/> 育児支援 <input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> 不承認	
理由	

第3号様式(第9条関係)

年 月 日

奈良市子どもケアラーサポート事業計画書兼報告書

		月分										
利用者	氏名											
	住所											
	電話番号											
日付	曜日	支援内容	利用予定時間			利用時間			確認印		備考	
			開始時間	終了時間	利用時間	開始時間	終了時間	利用時間	サービス提供者	利用者		
合計			日数	日	時間数	時間						
支援内容			1 食事の準備及び後片付け 2 住居の掃除又は整理整頓 3 被服等の洗濯 4 生活必需品の買い物 5 育児支援 6 その他 ( )									
備考												

第4号様式(第11条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者住所 奈良市

氏名

電話

奈良市子どもケアラーサポート事業利用辞退届出書

次のとおり奈良市子どもケアラーサポート事業の利用を辞退したいので届け出ます。

利用を辞退する日	年 月 日
辞退する理由	

(令和5年3月29日掲示済)

**奈良市告示第127号**

奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱（平成30年奈良市告示第315号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削り、同条に次の1号を加える。

- (5) 補助金の交付を受けようとする者又はその者と同一の世帯に属する者が、補助金の交付を受けようとする年度前6年度内において、この要綱の規定による補助金の交付を受けていないこと。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月29日揭示済)

奈良市告示第128号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「医療的ケア児保育支援事業補助金」の次に「、多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金」を加え、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、「医療的ケア児保育支援事業補助金」の次に「、多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金」を加え、同項第5号中「一時預かり事業補助金（幼稚園型）」の次に「、多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金」を加え、同条第2項を次のように改める。

- 2 前条の規定にかかわらず、一時預かり事業補助金（幼稚園型）は、市内に住所を有する児童が通う市外の前条第3号から第6号まで及び第9号に定める施設に対し、当該施設又は当該施設が所在する市区町村と協議の上、この要綱の規定に基づき交付することができる。

第3条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前条の規定にかかわらず、多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金は、市内に住所を有する児童が通う市外の前条第1号から第6号まで及び第9号に定める施設に対し、当該施設又は当該施設が所在する市区町村と協議の上、この要綱の規定に基づき交付することができる。

別表医療的ケア児保育支援事業補助金の項中「5,320,000円」を「5,290,000円」に、「4,960,000円」を「4,950,000円」に、「2,160,000円」を「2,170,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金	市長が別に定める多子算定基準に基づき、対象となる児童の副食費を減免していること。	対象となる児童の副食の提供に必要な経費	児童1人月額  4,500円以内の額
----------------------------	--	---------------------	--------------------------

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表医療的ケア児保育支援事業補助金の項の改正規定は、令和5年3月29日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和4年度予算に係る補助金から適用する。
- 3 この告示（第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に提供される副食に係る経費について適用する。

(令和5年3月29日揭示済)

奈良市告示第129号

奈良市既存木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月29日

奈良市長 仲川元庸

## 奈良市既存木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の所有者に対し耐震性を高める耐震改修設計に要する経費について、予算の範囲内で既存木造住宅耐震改修設計補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 目視による建物の外観及び内観の調査、壁量の計算等により、地震に対しての建物の安全性を耐震診断技術者が評価することをいい、その方法については、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」と同等以上の効力を有するものをいう。
- (2) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所に属し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項に規定する建築士で、耐震診断を行う住宅の構造に応じた講習を修了したものをいう。
- (3) 補助対象住宅 市内に存する、昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅（専用住宅又は併用住宅（住宅部分が過半を占めるものをいう。以下同じ。））として使用されている住宅で、賃貸の用に供する住宅を除くものをいう。）であって、在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法の住宅及び木造と他の構造の立面的な混構造住宅の木造部分（3階建て以下のものに限る。）で、耐震診断技術者が行う耐震診断において、保有水平耐力計算による場合にあつては保有水平耐力を、必要保有水平耐力で除して得た数値の最小値、限界耐力計算による場合にあつては安全限界時の限界耐力を作用する地震力で除して得た数値の最小値（以下「構造評点」という。）が1.0未満と診断されたものをいう。ただし、丸太組構法の住宅、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定により、建設大臣の認定を受けた住宅を除く。
- (4) 耐震改修設計 補助対象住宅について、構造評点が1.0以上となる耐震改修計画の耐震診断を行い、設計図書の作成及び耐震改修工事費用を算出することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に存する補助対象住宅の所有者（共有の住宅にあつては共有者全員の合意による代表者）であつてかつ補助対象住宅に現に居住している者又は補助対象住宅に居住する意思を有する者であること。
- (2) 補助対象住宅について耐震改修設計を行うこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象者が補助対象住宅の耐震改修設計に要した経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（90,000円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。）とする。

- 2 補助金の交付は、補助対象住宅1棟につき、1回限りとする。
- 3 補助金の交付は、対象者ごとに、1年度につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修設計に要する経費の見積書の写し（当該耐震改修設計を行う耐震診断技術者の氏名及び資格の記載があるもの）
- (2) 補助対象住宅の付近見取図及び写真
- (3) 補助対象住宅の配置図及び平面図

- (4) 補助対象住宅の建築時の確認通知書（建築物）・確認済証、検査済証、登記事項証明書等その建築時期が確認できる書類の写し
- (5) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類（建物全部事項証明書等）
- (6) 補助対象住宅の居住者が確認できる書類（住民票等）
- (7) 補助対象住宅の所有者が複数あるときは、申請者以外の所有者からの耐震改修設計の実施に係る同意書
- (8) 補助対象住宅の居住者が複数あるときは、申請者以外の居住者からの耐震改修設計の実施に係る同意書
- (9) 耐震診断技術者が作成した現況耐震診断の結果の写し
- (10) 現況耐震診断をした者及び耐震改修後の耐震診断を行う者が耐震診断技術者であることを証する書類の写し
- (11) 耐震改修工事の計画図書を作成する耐震診断技術者の建築士免許の写し
- (12) 既存建築物状況報告書（別記第1号様式）
- (13) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等により、補助金の交付の可否を決定し、交付することを決定したときは、申請者に対し、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により通知する。この場合において、市長は当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（耐震改修設計の着手）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定日から30日以内に耐震改修設計に着手するものとする。

（補助金の実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、耐震改修設計が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断技術者が作成した補助対象住宅の構造評点が1.0以上となる耐震改修後の耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震診断技術者が作成した耐震改修工事（現況・改修後）の計画図面（付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、展開図、軸組図、各詳細図、構造図等）
- (3) 耐震改修工事費用の概算見積書の写し
- (4) 耐震改修設計に要した経費の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が同項に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

（補足）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

既存建築物状況報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所  
氏名

印

補助申請建築物の敷地における既存建築物について、

- 検査済証取得時から、相違ない事について調査しましたので、報告します。
  - 別添調査書の内容について、相違ない事について調査しましたので、報告します。
- なお、この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

確認通知書(建築物)・確認済証等番号	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日 第 号 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
検査済証番号	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日 第 号 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
建築物の所在地		
既存建築物を調査した者	事務所名	
	事務所登録	( ) 級建築士事務所 ( ) 登録 第 号
	事務所所在地	
	電話番号	
	調査者資格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号
	調査者氏名	印

添付図書等

1. 確認通知書(建築物)・確認済証及び検査済証(写し)
2. 既存建築物の確認図書(写し)  
※確認通知書(建築物)・確認済証及び検査済証が未取得、不明な建築物については、建築基準法の集団規定について、集団規定適否確認表と現況調査書と資料を作成し、適合していることを調査し提出すること。(適合していないものについては、補助金交付申請の提出はできない。)
3. 現況の配置図及び平面図(建築基準法適合状況を整理したもの)

集団規定適否確認表

チェック項目		現行法要件	現況調査結果	適否判定	既存不適合
道路関係	接道長	建築基準法第43条 □2m □3m □4m	現況接道長 ( ) m		
	道路後退	建築基準法第42条第2項 □有 □無			
用途地域関係		建築基準法第48条 用途地域 :			
容積率		建築基準法第52条 指定容積率 ( ) % 前面道路幅員 ( ) m	現況容積率 ( ) %		
建ぺい率		建築基準法第53条 指定建ぺい率	現況建ぺい率 ( ) %		
外壁の後退距離		建築基準法第54条 □1m □1.5m □無			
高さの限度		建築基準法第55条 □10m □12m □無	現況高さ ( ) m		
斜線制限	道路斜線	建築基準法第56条第1項 □1:1.25 □1:1.5			
	隣地斜線	建築基準法第56条第2項 □有 □無			
	北側斜線	建築基準法第56条第3項 □有 □無			
高度地区		建築基準法第58条 □有 □無 ( m) 高度地区			
日影規制		建築基準法第56条の2 □有 □無 規制時間 ( h, h)			
防火、準防火地域		建築基準法第61条～64条 □区域内 □区域外			

※現況調査書も作成すること。

※配置図、立面図、断面図等検討した内容のわかる図面を添付すること。



現況調査書

1 都市計画等	都市計画区域等の内外の別	<input type="checkbox"/> 都市計画区域内 ( <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域) <input type="checkbox"/> 都市計画区域外			
	防火地域等	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 2 2条区域 <input type="checkbox"/> 指定なし			
	その他	<input type="checkbox"/> 高度地区 (第 種) m高度地区			
2 前面道路	<input type="checkbox"/> 道路 第 条第 項 号 幅員 m				
3 敷地	敷地面積	m <sup>2</sup>			
	用途地域				
	指定容積率	%			
	指定建ぺい率	%			
4 既存建築物の概要	主要用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅			
	建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	
	延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%	
	最高高さ	m	階数	地上 階 / 地下 階	
	軒高さ	m	建築年月日	年 月 日	
	耐火建築物	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> 外壁、軒裏防火構造			
	確認通知書(建築物)・確認済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認通知書(建築物)・確認済証番号、年月日	第 年 月 日	
	検査済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	検査済番号・年月日	第 年 月 日	
	建物登記	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	登記年月日	年 月 日	
	その他				

※敷地内に複数棟存在する場合は、棟別現況調査書も提出すること。

棟別現況調査書

棟番号	①	②	全体
①建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
②建ぺい率	%	%	%
③延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
④容積率	%	%	%
⑤建築物の最高高さ	m	m	m
⑥階数	地上 / 地下	地上 / 地下	
⑦構造	造 (一部 造)	造 (一部 造)	
⑧確認通知書(建築物)・ 確認済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑨同上番号	第 号	第 号	
⑩確認年月日	年 月 日	年 月 日	
⑪検査済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑫同上番号	第 号	第 号	
⑬検査済証交付年月日	年 月 日	年 月 日	
⑭建物登記年月日	年 月 日	年 月 日	
⑮建物登記構造	造 階建	造 階建	
⑯建物登記床面積	1階 m <sup>2</sup> 2階 m <sup>2</sup> 3階 m <sup>2</sup> 計 m <sup>2</sup>	1階 m <sup>2</sup> 2階 m <sup>2</sup> 3階 m <sup>2</sup> 計 m <sup>2</sup>	
⑰その他			

(令和5年3月29日揭示済)

**奈良市告示第130号**

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱の一部を改正する告示

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱（平成18年奈良市告示第327号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「昭和56年5月31日以前に建築され、専用住宅又は併用住宅」を「昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅（専用住宅又は併用住宅（住宅部分が過半を占めるものをいう。以下同じ。）として使用されている住宅で、賃貸の用に供する住宅を除くものをいう。）」に、「で3階建て以下のものを」（3階建て以下のものに限る。）に、「旧建築基準法第38条認定の住宅及び型式適合認定によるプレハブ工法の」を「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定により、建設大臣の認定を受けた」に改め、同条第3号中「財団法人日本住宅・木材技術センター等が実施する木造住宅耐震診断講習会を修了した者で、当該都道府県等の登録修了者名簿に登録されたもの」を「一般財団法人日本建築防災協会等が実施する木造住宅耐震診断講習会を修了した者」に改める。

第4条第1項中「代表者」の次に「であってかつ派遣対象住宅に現に居住している者又は派遣対象住宅に居住する意思を有する者」を加える。

第5条第2号中「建築確認通知書」を「確認通知書（建築物）・確認済証」に改める。

別記第1号様式中「建築確認通知書」を「確認通知書（建築物）・確認済証」に、「4 その他市長が必要と認める書類」を「4 その他市長が必要と認める書類 ※申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月29日掲示済)

**奈良市告示第131号**

奈良市既存住宅・特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市既存住宅・特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市既存住宅・特定既存耐震不適格建築物耐震診断補助金交付要綱（平成21年奈良市告示第136号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「いる建築物」を「住宅で、賃貸の用に供する住宅を除くもの」に改め、同条第2号中「及び」を「若しくは」に改め、同号に次のただし書きを加える。

ただし、補助対象建築物が長屋住宅の場合は賃貸の用に供する住宅を除く。

第2条第3号中「旧建築基準法第38条認定の建築物及び型式適合認定によるプレハブ工法の」を「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定により、建設大臣の認定を受けた」に改め、同条第4号ア中「一戸建て住宅」を「共同住宅」に改め、同号イ中「長屋住宅及び共同住宅」を「一戸建て住宅及び長屋住宅」に改める。

第3条の見出しを「（補助対象者）」に改め、同条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象建築物が一戸建て住宅又は長屋住宅である場合で、所有者が当該補助対象建築物に現に居住している者又は居住する意思を有する者以外の者である場合にあつては、補助対象者としな

第5条第1項1号中「86,000円」を「90,000円」に改め、同項第3号を削り、同項第2号中「特定既存耐震不適格建築物等」を「前2号を除く補助対象建築物」に改め、「（次号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 木造の長屋住宅の一般診断法による耐震診断 耐震診断に要した費用に3分の2を乗じて得た額（一戸につき31,500円を限度とする。）

第6条第1号中「予定の」を削り、同条第4号中「確認済証」を「確認通知書（建築物）・確認済証」に改め、同条第5号中「全部事項証明書」を「建物全部事項証明書」に改め、同条第9号を同条第11号とし、同条第8号を同

条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10)既存建築物状況報告書(別記第1号様式)

第6条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「占有者(使用者及び居住者)」を「居住者」に「占有者から」を「居住者から」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6)補助対象建築物の居住者が確認できる書類(住民票等)

第8条第1号中「耐震診断の結果報告書の写し」を「耐震診断技術者が作成した耐震診断の結果報告書の写し」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

別記

第1号様式(第6条関係)

既存建築物状況報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所  
氏名

印

補助申請建築物の敷地における既存建築物について、

- 検査済証取得時から、相違ない事について調査しましたので、報告します。
  - 別添調査書の内容について、相違ない事について調査しましたので、報告します。
- なお、この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

確認通知書(建築物)・確認済証等番号	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日 第 号 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
検査済証番号	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日 第 号 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
建築物の所在地		
既存建築物を調査した者	事務所名	
	事務所登録	( ) 級建築士事務所 ( ) 登録 第 号
	事務所所在地	
	電話番号	
	調査者資格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号
	調査者氏名	印

添付図書等

1. 確認通知書(建築物)・確認済証及び検査済証(写し)
2. 既存建築物の確認図書(写し)  
※確認通知書(建築物)・確認済証及び検査済証が未取得、不明な建築物については、建築基準法の集団規定について、集団規定適否確認表と現況調査書を作成し、適合していることを調査し提出すること。(適合していないものについては、補助金交付申請の提出はできない。)
3. 現況の配置図及び平面図(建築基準法適合状況を整理したもの)

集団規定適否確認表

チェック項目		現行法要件	現況調査結果	適否判定	既存 不適格
道路関係	接道長	建築基準法 第43条 <input type="checkbox"/> 2m <input type="checkbox"/> 3m <input type="checkbox"/> 4m	現況接道長 ( ) m		
	道路後退	建築基準法 第42条第2 項 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
用途地域関係		建築基準法 第48条 用途地域 :			
容積率		建築基準法 第52条 指定容積率 ( ) % 前面道路幅員 ( ) m	現況容積率 ( ) %		
建ぺい率		建築基準法 第53条 指定建ぺい率	現況建ぺい率 ( ) %		
外壁の後退距離		建築基準法 第54条 <input type="checkbox"/> 1m <input type="checkbox"/> 1.5m <input type="checkbox"/> 無			
高さの限度		建築基準法 第55条 <input type="checkbox"/> 10m <input type="checkbox"/> 12m <input type="checkbox"/> 無	現況高さ ( ) m		
斜線制限	道路斜線	建築基準法 第56条第1 項 <input type="checkbox"/> 1:1.25 <input type="checkbox"/> 1:1.5			
	隣地斜線	建築基準法 第56条第2 項 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	北側斜線	建築基準法 第56条第3 項 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
高度地区		建築基準法 第58条 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( ) m 高度地区			
日影規制		建築基準法 第56条の2 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 規制時間 ( h, h)			
防火、準防火地域		建築基準法 第61条～ 64条 <input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外			

※現況調査書も作成すること。

※配置図、立面図、断面図等検討した内容のわかる図面を添付すること。

現況調査書

1 都市計画等	都市計画区域等の内外の別	<input type="checkbox"/> 都市計画区域内 ( <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域) <input type="checkbox"/> 都市計画区域外			
	防火地域等	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 22条区域 <input type="checkbox"/> 指定なし			
	その他	<input type="checkbox"/> 高度地区 (第 種) m高度地区			
2 前面道路	<input type="checkbox"/> 道路 第 条第 項 号 幅員 m				
3 敷地	敷地面積	m <sup>2</sup>			
	用途地域				
	指定容積率	%			
	指定建ぺい率	%			
4 既存建築物の概要	主要用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅			
	建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	
	延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%	
	最高高さ	m	階数	地上 階 / 地下 階	
	軒高さ	m	建築年月日	年 月 日	
	耐火建築物	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> 外壁、軒裏防火構造			
	確認通知書(建築物)・確認済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認通知書(建築物)・確認済証番号、年月日	第 年 月 日	
	検査済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	検査済番号・年月日	第 年 月 日	
	建物登記	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	登記年月日	年 月 日	
その他					

※敷地内に複数棟存在する場合は、棟別現況調査書も提出すること。

棟別現況調査書

棟番号	①	②	全体
①建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
②建ぺい率	%	%	%
③延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
④容積率	%	%	%
⑤建築物の最高高さ	m	m	m
⑥階数	地上 / 地下	地上 / 地下	
⑦構造	造 (一部 造)	造 (一部 造)	
⑧確認通知書(建築物)・ 確認済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑨同上番号	第 号	第 号	
⑩確認年月日	年 月 日	年 月 日	
⑪検査済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑫同上番号	第 号	第 号	
⑬検査済証交付年月日	年 月 日	年 月 日	
⑭建物登記年月日	年 月 日	年 月 日	
⑮建物登記構造	造 階建	造 階建	
⑯建物登記床面積	1階 m <sup>2</sup> 2階 m <sup>2</sup> 3階 m <sup>2</sup> 計 m <sup>2</sup>	1階 m <sup>2</sup> 2階 m <sup>2</sup> 3階 m <sup>2</sup> 計 m <sup>2</sup>	
⑰その他			

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月29日揭示済)

奈良市告示第132号

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸



奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成18年奈良市告示第239号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「建築士」を「耐震診断技術者」に改め、同条第2号中「昭和56年5月31日以前に建築され、専用住宅又は併用住宅として使用されている」を「市内に存する、昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅（専用住宅又は併用住宅（住宅部分が過半を占めるものをいう。以下同じ。）として使用されている住宅で、賃貸の用に供する住宅を除くものをいう。）であって、」に、「旧建築基準法第38条認定の住宅及び型式適合認定によるプレハブ工法の」を「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定により、建設大臣の認定を受けた」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所に属し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1号に規定する建築士で、耐震診断を行う住宅の構造に応じた講習を修了したものをいう。

第3条の見出しを「（補助対象者）」に改め、同条第1号中「代表者」の次に「であってかつ補助対象住宅に現に居住している者又は補助対象住宅に居住する意思を有する者」を加える。

第6条第3号中「建築確認通知書」を「確認通知書（建築物）・確認済証」に改め、同条第4号から第6号までを次のように改める。

(4) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類（建物全部事項証明書等）

(5) 補助対象住宅の居住者が確認できる書類（住民票等）

(6) 補助対象住宅の所有者が複数あるときは、申請者以外の所有者からの耐震改修工事の実施に係る同意書  
第6条第7号を同条第14号とし、同条第6号の次に次の7号を加える。

(7) 補助対象住宅の居住者が複数あるときは、申請者以外の居住者からの耐震改修工事の実施に係る同意書

(8) 現況耐震診断の結果の写し

(9) 耐震診断技術者が作成した耐震改修後の補助対象住宅の構造評点が1.0以上となる耐震診断結果報告書の写し

(10) 耐震診断技術者が作成した耐震改修工事（現況・改修後）の計画図面（付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、展開図、軸組図、各詳細図、構造図等）

(11) 耐震診断をした者が耐震診断技術者であることを証する書類の写し

(12) 耐震診断・耐震改修工事の計画図書を作成した耐震診断技術者の建築士免許の写し

(13) 既存建築物状況報告書（別記第2号様式）

第8条第2号中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式 (第6条関係)

既存建築物状況報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所  
氏名

印

補助申請建築物の敷地における既存建築物について、

- 検査済証取得時から、相違ない事について調査しましたので、報告します。
  - 別添調査書の内容について、相違ない事について調査しましたので、報告します。
- なお、この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

確認通知書(建築物)・確認済証等番号	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日 第 号 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
検査済証番号	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日 第 号 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	
建築物の所在地		
既存建築物を調査した者	事務所名	
	事務所登録	( ) 級建築士事務所 ( ) 登録 第 号
	事務所所在地	
	電話番号	
	調査者資格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号
	調査者氏名	印

添付図書等

1. 確認通知書(建築物)・確認済証及び検査済証(写し)
2. 既存建築物の確認図書(写し)
  - ※確認通知書(建築物)・確認済証及び検査済証が未取得、不明な建築物については、建築基準法の集団規定について、集団規定適否確認表と現況調査書と資料を作成し、適合していることを調査し提出すること。(適合していないものについては、補助金交付申請の提出はできない。)
3. 現況の配置図及び平面図(建築基準法適合状況を整理したもの)

集団規定適否確認表

チェック項目		現行法要件	現況調査結果	適否判定	既存不適格
道路関係	接道長	建築基準法第43条 <input type="checkbox"/> 2m <input type="checkbox"/> 3m <input type="checkbox"/> 4m	現況接道長 ( ) m		
	道路後退	建築基準法第42条第2項 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
用途地域関係		建築基準法第48条 用途地域:			
容積率		建築基準法第52条 指定容積率 ( ) % 前面道路幅員 ( ) m	現況容積率 ( ) %		
建ぺい率		建築基準法第53条 指定建ぺい率	現況建ぺい率 ( ) %		
外壁の後退距離		建築基準法第54条 <input type="checkbox"/> 1m <input type="checkbox"/> 1.5m <input type="checkbox"/> 無			
高さの限度		建築基準法第55条 <input type="checkbox"/> 10m <input type="checkbox"/> 12m <input type="checkbox"/> 無	現況高さ ( ) m		
斜線制限	道路斜線	建築基準法第56条第1項 <input type="checkbox"/> 1:1.25 <input type="checkbox"/> 1:1.5			
	隣地斜線	建築基準法第56条第2項 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	北側斜線	建築基準法第56条第3項 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
高度地区		建築基準法第58条 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( ) m 高度地区			
日影規制		建築基準法第56条の2 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 規制時間 ( h, h)			
防火、準防火地域		建築基準法第61条～64条 <input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外			

※現況調査書も作成すること。

※配置図、立面図、断面図等検討した内容のわかる図面を添付すること。

現況調査書

1 都市計画等	都市計画区域等の内外の別	<input type="checkbox"/> 都市計画区域内 ( <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域) <input type="checkbox"/> 都市計画区域外			
	防火地域等	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 22条区域 <input type="checkbox"/> 指定なし			
	その他	<input type="checkbox"/> 高度地区 (第 種) m高度地区			
2 前面道路	<input type="checkbox"/> 道路 第 条第 項 号 幅員 m				
3 敷地	敷地面積	m <sup>2</sup>			
	用途地域				
	指定容積率	%			
	指定建ぺい率	%			
4 既存建築物の概要	主要用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅			
	建築面積	m <sup>2</sup>	建ぺい率	%	
	延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%	
	最高高さ	m	階数	地上 階 / 地下 階	
	軒高さ	m	建築年月日	年 月 日	
	耐火建築物	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 準耐火 <input type="checkbox"/> 外壁、軒裏防火構造			
	確認通知書(建築物)・確認済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	確認通知書(建築物)・確認済証番号、年月日	第 年 月 日	号 日
	検査済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	検査済番号・年月日	第 年 月 日	号 日
	建物登記	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	登記年月日	年 月 日	日
	その他				

※敷地内に複数棟存在する場合は、棟別現況調査書も提出すること。

棟別現況調査書

棟番号	①	②	全体
①建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
②建ぺい率	%	%	%
③延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
④容積率	%	%	%
⑤建築物の最高高さ	m	m	m
⑥階数	地上 / 地下	地上 / 地下	
⑦構造	造 (一部 造)	造 (一部 造)	
⑧確認通知書(建築物)・ 確認済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑨同上番号	第 号	第 号	
⑩確認年月日	年 月 日	年 月 日	
⑪検査済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑫同上番号	第 号	第 号	
⑬検査済証交付年月日	年 月 日	年 月 日	
⑭建物登記年月日	年 月 日	年 月 日	
⑮建物登記構造	造 階建	造 階建	
⑯建物登記床面積	1階 m <sup>2</sup> 2階 m <sup>2</sup> 3階 m <sup>2</sup> 計 m <sup>2</sup>	1階 m <sup>2</sup> 2階 m <sup>2</sup> 3階 m <sup>2</sup> 計 m <sup>2</sup>	
⑰その他			

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月29日揭示済)

奈良市告示第133号

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月29日

奈良市長 仲川 元庸

## 奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱（平成14年奈良市告示第117号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長は、」を削り、「が支払期日までに償還すべき元利金又は納付金を支払わないときは、違約金を徴収するものとする。この場合において、違約金は、原則として当該元利金又は納付金に優先して」を「対する違約金は、原則として元利金又は納付金（以下「元利金等」という。）の延滞が解消した後に」に改め、同条第2項を削る。

第3条中「額」の次に「(100円未満であるときは、これを切り捨てる。)」を加える。

第4条の見出し中「不徴収」を「免除」に改め、同条第1号及び第2号中「元利金」を「元利金等」に改め、同条第3号中「受けているとき」の次に「、又はこれらに準ずる状態であると認められるとき」を加え、同条第4号から第6号までの規定中「元利金」を「元利金等」に改める。

第5条の見出し中「不徴収申請」を「免除申請」に改め、同条中「の不徴収」を「の免除」に、「母子福祉資金等違約金不徴収申請書」を「母子福祉資金等違約金免除申請書」に改める。

第6条の見出し中「不徴収」を「免除」に改め、同条中「の不徴収」を「の免除」に、「母子福祉資金等違約金不徴収決定通知書」を「母子福祉資金等違約金免除決定通知書」に改める。

別記第1号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に、「母子福祉資金等違約金不徴収申請書」を「母子福祉資金等違約金免除申請書」に、「不徴収申請額」を「免除申請額」に、「の不徴収」を「の免除」に改める。

別記第2号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「母子福祉資金等違約金不徴収決定通知書」を「母子福祉資金等違約金免除決定通知書」に、「徴収しない」を「免除する」に、「違約金不徴収金額」を「違約金免除金額」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱第4条の規定は、この告示の施行の日以後の期間に対応する違約金について適用し、同日前の期間に対応する違約金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和5年3月29日揭示済)

## 奈良市告示第134号

奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月29日

奈良市長 仲川 元庸

## 奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付要綱（平成29年奈良市告示第34号）の一部を次のように改正する。

題名中「奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金」を「奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金」に改める。

第1条中「緊急告知ラジオを購入する者」を「緊急告知ラジオを購入等する者」に改め、「奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金」を「奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金」に改める。

第3条を次のように改める。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）ごとの補助対象者及び補助金の額は、別表のとおりとする。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付申請書」を「奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付申請書」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 補助対象経費の額（取付けに要する費用を含む。）を確認できる書類

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が緊急告知ラジオのみを購入した場合には、申請書及び補助対象経費に係る領収書を市長に提出するものとする。

第6条を第4条とする。

第7条第1項中「市長は、」の次に「前条の」を加え、「奈良市緊急告知ラジオ購入費補助金交付（不交付）決定通知書」を「奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付（不交付）決定通知書」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第5条の次に次の4条を加える。

(変更等の承認)

第6条 申請者は、市長に提出した申請書の内容を変更しようとするとき、又は申請を中止しようとするときは、直ちに奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金変更・中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助対象経費の確定後、速やかに奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金実績報告書（別記第4号様式。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者が緊急告知ラジオのみ購入した場合は、実績報告書の提出は不要とする。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、当該報告にかかる書類等を審査し、第5条の規定による交付決定及び交付決定額について適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金確定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、第5条（申請者が緊急告知ラジオのみを購入した場合に限る。）及び前条の規定において、申請者に通知した額を申請者に交付するものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助対象者	補助金の額
1 緊急告知ラジオの購入に要した経費（補助対象者1人につき、一の年度当たり5台を限度とする。）	ア 市内に住所を有し、現に居住している者 イ 市内に通勤し、又は通学している者	補助対象経費の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）
2 1台の緊急告知ラジオを利用するために必要となる分配器及び同軸ケーブルの購入並びに接続作業に要した経費（付随するサービスの加入等に要する経費を除く。）	次に掲げる地区に住所を有し、現に居住している者 ア 田原地区 イ 柳生地区 ウ 大柳生地区 エ 東里地区 オ 狭川地区 カ 月ヶ瀬地区 キ 並松地区 ク 吐山地区 ケ 都祁地区	補助対象経費の2分の1の額（その額が10,000円を超える場合は、10,000円を限度とし、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）

	コ 六郷地区	
--	--------	--

備考

- 1 補助対象経費について、国、県、市等から同種の補助金等の交付を受けた場合は、補助金の交付対象外とする。
- 2 2の項に規定する補助対象経費を申請しようとするときは、1の項に規定する補助対象経費を同時に申請しなければならない。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。



別記

第1号様式(第4条関係)

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名  
電話番号

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

購入品目等	<input type="checkbox"/> 緊急告知ラジオ <input type="checkbox"/> 分配器 <input type="checkbox"/> 同軸ケーブル <input type="checkbox"/> 分配器及び同軸ケーブルの接続
購入又は購入等予定金額	円
交付申請金額	円
購入又は購入等予定日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の額(取付けに要する費用を含む。)を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る領収書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

申請書及び添付書類は、奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金の申請(請求)及び振込手続き以外には使用しません。

第2号様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

様

奈良市長



奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

決 定 内 容	交 付 ・ 不 交 付
交 付 決 定 金 額	円
交 付 予 定 年 月 日	年 月 日
不 交 付 の 理 由	

別記第2号様式の次に次の4様式を加える。

第3号様式 (第6条関係)

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金変更・中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名  
電話番号

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	第 号
補助事業等の変更の内容	補助対象経費の額の変更		
変更又は中止（廃止）の理由			
変更又は中止（廃止）の年月日	年 月 日（予定）		
添付書類			

第4号様式 (第7条関係)

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名  
電話番号

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	第 号
補助事業等の完了年月日	年 月 日		
補助金等の交付決定金額	円		
補助事業等の経過及び内容			
添 付 書 類	補助対象経費に係る領収書	※ 報告事項審査結果 (主務課長)	

注 ※印の欄は記入しないこと。

第5号様式 (第8条関係)

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

申請者

住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

様

奈良市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次のとおり補助金等の額を確定したので、奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

指今年月日	年 月 日	指 令 番 号	第 号
補助金等の交付決定金額		円	
補助事業等の経費精算額 (補助対象経費の額)		円	
補 助 率	補助対象経費の2分の1の額 (上限10,000円)		
補助金等の交付確定金額		円	

第6号様式(第9条関係)

奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

年度奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金を下記のとおり請求します。

記

交付請求金額 金 円

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市緊急告知ラジオ購入費等補助金交付要綱の規定は、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

(令和5年3月29日揭示済)

**奈良市告示第135号**

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月29日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱の一部を改正する告示

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱(平成18年奈良市告示第170号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項の表中「100,000円」を「150,000円」に、「20,000円」を「30,000円」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、この告示による改正後の奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱第12条第2項の規定は、令和5年度予算に係る奨励金から適用する。

(令和5年3月29日揭示済)

**奈良市告示第136号**

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月29日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱（令和元年奈良市告示第332号）の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良県地方創生総合戦略（平成27年12月策定）」を「第2期奈良県地方創生総合戦略（令和2年3月25日策定）」に、「奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年10月策定）」を「第2期奈良市総合戦略（令和4年3月23日策定）」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「いずれかの要件に該当」を「いずれかの要件に該当」に改め、同項第1号イ中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改め、同項第5号イ中「内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を利用し」を「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で」に改め、同項第6号中「いずれにも」を「いずれかに」に改め、同号イを次のように改める。

イ 本市の認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第5項の規定により認定を受けた者をいう。以下同じ。）又は認定農業者となる見込みのある者

第3条第1項第6号に次のように加える。

ウ 本市の認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第3項の規定により認定を受けた者をいう。以下同じ。）又は認定新規就農者となる見込みのある者

第4条第8号中「奈良市移住交流イベントに参加した」を「奈良市の認定農業者若しくは認定新規就農者となる」に改める。

別記第1号様式中「奈良県及び奈良市が定める個人情報保護条例等の規定」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

別記第2号様式中「地方創生テレワーク交付金を活用した勤務者への」を「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））を活用した」に改める。

別記第3号様式中「フラット35地域活性化型（地方移住支援）」を「【フラット35】地方移住支援型」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱第3条及び第4条の規定は、この告示の施行の日以後に転入する者に係る移住支援金から適用し、同日前に転入した者に係る移住支援金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱別記第1号様式から第3号様式までの規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（令和5年3月29日掲示済）

## 奈良市告示第137号

奈良市不育症検査費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月29日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市不育症検査費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市不育症検査費用助成事業実施要綱（令和3年奈良市告示第465号）の一部を次のように改正する。

第1条中「現在研究段階にある」を「厚生労働大臣の定める先進医療に位置付けられた」に、「のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されているもの」を「に要する費用」に改める。

第4条中「交付の対象となる」の次に「検査は母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する次の検査とする。ただし、当該」を加え、「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）により先進医療として告示されている不育症検査であって、その」を「当該検査の」に、「承認されている」を「届出又は承認がなされている」に、「ものとする」を「ものに限る」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 流産検体を用いた染色体検査（ただし、令和4年4月1日以降は保険適用となっていることから、同日以降に実施した検査を除く。）

(2) 流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産<sup>じゅう</sup>絨毛・胎児組織染色体検査）  
第5条中「の額とし、1回の検査につき5万円を限度」を「を対象とし、次に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 前条第1号の検査 1回の検査に要する費用の全額。ただし、5万円を上限とする。

(2) 前条第2号の検査 1回の検査に要する費用の7割に相当する額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。ただし、6万円を上限とする。

第6条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「同項第4号」を「同項3号」に改める。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。



別記

第1号様式(第6条関係)

奈良市不育症検査費用助成事業助成金交付申請書

(宛先) 奈良市長

奈良市不育症検査費用助成事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、本申請に当たり、奈良市が助成要件確認のため市が保有する住民基本台帳等の公簿により確認し、及び他自治体又は医療機関への照会すること並びに「奈良市不育症検査費用助成検査受検証明書」に記載の検査結果等について、個人が特定されない形で国に提出し、国がその情報を施策の検討に活用するため集約・分析等を行うことに同意します。

		申 請 日		年 月 日				
		ふ り が な		生 年 月 日				
		氏 名						
申請者 (受検者)				年 月 日 ( 歳)				
住所		〒 電話 ( )						
申請額		円						
振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 農協			本 店 支 店 出張所			
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号					
	ふりがな							
	口座名義人 (申請者に限る)							

申請受理年月日	年 月 日			(承認・不承認) 決定年月日	年 月 日		
受給者番号							

(注) 太枠の中をご記入ください。

第2号様式(第6条関係)

受給者番号					
-------	--	--	--	--	--

奈良市不育症検査費用助成検査受検証明書

次の者については、不育症検査費用助成事業の対象となる検査(流産の既往のある者に対して先進医療として行う不育症検査)を実施し、これに係る医療費を次のとおり領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

医療機関記入欄(主治医が記入すること。)				
<input type="checkbox"/> 当医療機関は、保険適用となっている不育症に関する治療・検査について、保険診療で実施している。 <small>(該当することを確認の上、□に✓を入れてください。)</small>				
受検者	ふりがな		生年月日	年 月 日( 歳)
	氏名			
既往流産回数	回 <small>※今回の流産を含む(助成金の対象者となるのは2回以上の場合)</small>			
今回の妊娠における不妊治療の有無	有り(治療期間 年 ヶ月) ・ 無し ・ 不明			
今回の治療における不育症治療の有無	有り(治療内容: ) ・ 無し			
実施した先進医療の検査				
検査実施日	年 月 日			
検査結果	所見なし(46, XX 46, XY) ・ 所見有り(内容 ) ・ 分析不可			
領収金額	<small>〔※先進医療の検査費用に限る。〕</small> 領収金額 円			

附 則

この告示は、令和5年3月29日から施行し、令和4年12月1日以後に終了した流死産検体を用いた染色体検査に係る助成金の交付について適用する。

(令和5年3月29日揭示済)

**奈良市告示第139号**

奈良市土地評価適正懇話会設置要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市土地評価適正懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における公共事業の施行に必要な土地等の取得（以下「土地等の取得」という。）について、外部の視点からの意見又は助言を求めため、奈良市土地評価適正懇話会（以下「懇話会」という。）を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 市民生活に重大な影響を及ぼす事業に関する土地等の取得に関すること。
- (2) その他土地等の取得に関し、市長が意見を求める必要があると認めること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者（土地等の取得について、特別の利害関係を有する者を除く。）のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 弁護士
- (2) 不動産鑑定士
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、総合政策課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日揭示済)

**奈良市告示第152号**

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱（平成22年奈良市告示第165号）の一部を次のように改正する。

別表ヒトパピローマウイルス感染症の項を次のように改める。

ヒトパピローマウイルス感染症	2価・4価	16,698円
	9価	28,569円

別表問診料金の項中「3,352円」を「3,993円」に、「2,640円」を「3,168円」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日掲示済)

**奈良市告示第153号**

奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程の一部を改正する告示

奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程（昭和59年奈良市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第9条第4号」を「第9条第7号」に改める。

附則

この告示は、令和5年3月31日から施行する。

(令和5年3月31日掲示済)